

1 基本理念

本計画は、「第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画」の後継の計画として位置づけられるものであり、長期的な目標像である基本理念は、これを引き継ぐ必要があるものです。

前期計画では、基本理念を第2次菊川市総合計画の基本目標である「健康で元気に暮らせるまち～きらきら生きる～」と定めていました。本計画においても、この基本理念を継承し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、健康づくりや介護予防への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整えるとともに、障がいなどの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生するまちの実現と、また、子どもから高齢者まで市民だれもが健康で活動的に暮らせるよう、健康寿命の延伸などの健康増進や医療の充実、生涯学習活動との連携により、市民自らが積極的に健康づくりや生きがいづくりに取り組むまちを目指します。

今後、少子高齢化が進んでいく中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を、本市の地域特性に合わせてより深化・推進していくことが必要となります。

なお、第3次菊川市総合計画が令和8年度を始期として策定されます。このため、必要に応じて、計画期間中においても本計画の見直しを行うこと検討します。

SDGsの取り組みについて

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っており、我が国においても国・自治体・団体・企業などが、様々なパートナーシップのもと、その実現に向けて動き始めています。

本計画においてもSDGsの考え方を取り入れ、高齢者が健康で元気に暮らせるまちに向かって取り組みます。



2 基本目標

本計画では、次の3つの目標と目標を達成するための15の取組み(施策)を定めます。

目標1 安心して暮らすことができる基盤の整備（地域包括ケアシステムの深化・推進）

2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、身近な地域の中で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムと、本人や介護する家族のニーズに応じた事業の充実が必要とされています。

そのために、地域住民や地域の支援者、福祉に関わる事業者、医療機関、行政が連携し、総合的に高齢者の暮らしを支えることができるよう、引き続き地域のネットワークづくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

また、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・生活支援などの必要なサービスを包括的かつ継続的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの一層の機能強化を図っていきます。

国の基本指針に沿って重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進、在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的支援、医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進、認知症施策や家族を含めた相談支援体制の整備などを進めていきます。

取組み(施策)

- 1 地域包括支援センターの充実
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援サービスの基盤整備の推進
- 5 家族介護支援
- 6 見守り・権利擁護
- 7 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 8 災害対策・感染症対策

目標2 生きがいづくりと介護予防の促進（自立支援、介護予防・重度化防止の推進）

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと、健康で元気に充実した生活を送るためには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防などが必要です。自ら健康管理をするために元気なうちから正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、介護予防に取り組むことと、地域社会との関わりを維持するために、生きがいを見つけて活動することが大切です。

高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに参加できるように、引き続き高齢者のニーズにあった健康増進・介護予防サービスの基盤整備を進めるとともに、地域の自主的な活動においてより効果的な介護予防の取り組みなどができるよう支援を行います。

また、歳を重ねても健康で働きたい、地域に貢献したい、という思いを持っている人はたくさんいます。高齢者の知識や経験を地域社会に活かし、生きがいを持って生活を送ることができるよう、高齢者の就労支援や地域活動・ボランティア活動に関する情報発信を行うとともに、地域の様々な活動への参加を促進します。

介護予防と保健事業の取り組みを強化し、より一層の予防につなげるため、通いの場への専門職派遣事業の継続や健康教育や相談の導入などの検討も行っていきます。

取組み(施策)

- 1 生きがいづくりと社会参加の促進
- 2 こころとからだの健康づくり
- 3 一般介護予防の充実

目標3 高齢者を支えるサービスの充実（介護サービス基盤の計画的な整備）

第1次ベビーブームとされる戦後の昭和22年から24年に生まれた団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）を間近に控え、介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれ、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりとその家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援する各種サービスの質と量の充実を図っていきます。

自立支援・重度化防止の推進のため、現在実施している介護予防・生活支援サービスの内容を見直し、各市区町村が独自に整備することができる介護保険サービスである地域密着型サービスを地域包括ケアの推進のため導入について検討していきます。

また、介護保険事業の適正な運用と持続可能な運営を実現するため介護サービス事業者へ公正かつ適切な指導監督を行うとともに、介護の必要度を適切に認定し、必要で過不足のないサービスを事業者が提供することや、利用者が望むサービスを選択できるよう関係機関と連携し、ニーズに即したサービスの提供に努めます。

主な取組み(施策)

- 1 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 2 介護保険サービスの充実
- 3 介護給付費等費用適正化事業
- 4 介護サービス事業者の管理・監督